

児童手当制度について

～これから児童手当の請求をする方へ～

児童手当は、長野市在住で児童を養育している方が請求を行い、受給資格が認定されると支給になりますので、お子さんが生まれた場合や長野市に転入された場合には、お早めに請求をしてください。

なお、公務員の方は勤務先で請求をしてください。ただし、独立行政法人の職員、公益法人等への派遣職員の方は市から支給となりますので、あらかじめ勤務先の人事担当部署へ必ず確認してください。長野市と勤務先の両方から受給することはできません。

受給資格について

【受給者】

- 児童手当の受給資格者は、児童を監護し、かつ生計を同じくする父母のうち、主たる生計維持者です。父母に養育されていない児童については児童を監護し、かつ生計を維持する方が受給資格者となります。

【児童の年齢制限】

- 18歳到達後最初の年度末まで（3月31日まで）

【児童手当の月額】

- 3歳未満の第1子、第2子：15,000円
- 3歳以上の第1子、第2子：10,000円
- 第3子以降：30,000円

22歳年度末（22歳到達後、最初の3月31日までにある児童）までの子について、父・母等の経済的負担がある場合が多子加算の算定対象となります。

認定請求の手続きについて

請求がないと支給されません。原則、請求をした日の翌月分から支給します。ただし、誕生日、転入日が月末等で同月中に請求ができない場合は、誕生日、前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に請求していただければ、誕生日、前住所地での転出予定日の翌月分から支給します。なお、請求が遅れた分は、遡って支給されませんのでご注意ください。

現在、手当を受給中の方で第2子以降が生まれた場合は、増額請求が必要です（お子さんごとに振込口座を分けることはできません）。※児童手当の法改正により支給要件、金額等が変更になる場合があります。

【持ち物】

1. 請求者名義の口座情報がわかるもの
2. 窓口に来られる方の本人確認ができるもの（例）マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳 等
3. 請求者の健康保険証

【請求場所】 子育て家庭福祉課（長野市役所第二庁舎2階）または、各支所の窓口

児童手当の全部又は一部の支給を受けずに、これを長野市に寄付し、児童・子育て支援の事業に活かしてほしいという方には、寄付を行う手続きもありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 子ども未来部子育て家庭福祉課 給付支援担当 TEL 026-224-5031（直通）

Email:ko-fukushi@city.nagano.lg.jp